

アクサス杯

第 44 回 阿波踊りヨットレース

帆走指示書 (2016.7.13.)

1. 規則

- 1-1 セーリング競技規則 (RRS) に定義された規則
- 1-2 X-35 ワンデザインクラスに関しては「国際 X-35 ワンデザインクラス日本国内規定」を適用し、許可される範囲において X-35 クラスルールの制限が解除される。
- 1-3 「IRC」クラスについては、以下も適用する。
 - 1-3-1 IRC Rule 2016 Part A,B,C (但し、以下を変更する)
 - 艇に搭載するセールを変更することができる (21.1.5(d)の変更)。
 - 証書記載のクルーナンバーによる乗員制限をしない (22.4 の変更)。
 - 1-3-2 JSAF 外洋特別規定 (JSAF-OSR) 2016-2017 附則 B インショアレース特別規定

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部 (アクアチッタ) に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4-1 陸上で発する信号は、出艇申告受付開始から抗議締切時刻の間、レース本部前のポール前に掲載される
- 4-2 AP 旗が音響 2 声と共に掲載された時は (降下の時は音響 1 声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。この項はレース信号、AP 旗を変更している。

5. 日程

《受付・出艇申告・前夜祭》

2016 年 8 月 13 日 (土)

12:00~16:00 受付・出艇申告 (アクアチッタ: 万代町 5 丁目 71-4 第二倉庫)

16:00~17:00 艇長会議 (アクアチッタ: 万代町 5 丁目 71-4 第二倉庫)

17:00~ 前夜祭 (アクアチッタ: 万代町 5 丁目 71-4 第二倉庫)

《レース・表彰式》

2016 年 8 月 14 日 (日)

8:25 予告信号

15:30 タイムリミット

17:00 表彰式 (アクアチッタ: 万代町 5 丁目 71-4 第二倉庫)

6. クラスおよびレース艇の識別

(クラス)

6-1 クラスは、オープンA, オープンB, オープンCとする。

6-2 IRCクラスは、上記クラスとのダブルエントリーとする。

(レース艇の識別)

6-3 艇はゼッケンを右舷前部のライフ・ラインに取り付けなければならない。

6-4 ロゴステッカーおよびクラス旗・ゼッケンは受付時に主催団体より支給される。

6-5 ロゴステッカーをバウ両舷の船首から約50cm後方、デッキ約10cm下方に貼り付ける。

7. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	クラス旗
A	白地に赤字A
B	白地に青字B
C	白地に緑字C

8. コース

8-1 阿波踊りヨットレースは2つのレースで構成される。得点は2つのレースの合計とする。

8-2 レース全体は、徳島港沖をスタートし、阿南市沖・丸島の周辺に設置した「ゲート・マーク」を通過し、スタート地点に戻りフィニッシュする往復コースである(約20マイル)。

8-3 (第1レース)

徳島港沖をスタートし、阿南市沖(丸島)の周辺に設置したゲート・マークでフィニッシュする片道コースである。

8-4 (第2レース)

引き続き行われ、スタート地点と同じ地点でフィニッシュする往復コースである。

8-5 三ツ石暗礁を回避するため三ツ石マークを設置する。艇は往復とも、このマークの沖側を通過しなければならない。

8-6 また、スタート地点と三ツ石暗礁間の沿岸には、多数の障害物が存在する。特に竹竿・白色の発泡スチロールブイ・黒色の浮玉などは浮標の水面下には「のり網のワイヤー」が敷設されていることを示している。可能な限りこれらの沖側を通過すること。

8-7 付属文書のコース図は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを示すコースを含む。各位置は概位であり、位置の不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は規則60.1(b)を変更している。

9. マーク

9-1 スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会信号艇と黄色の円筒形(膨張式)のブイである。

9-2 ゲート・マークは、阿南市沖・丸島の周辺に設置した黄色の円筒形(膨張式)のブイと、レース委員会艇である。艇はこの間を通過しなければならない。

9-3 三ツ石マークはオレンジ色の三角形のブイである。

10. スタート

10-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

信 号	旗と音響	スタート信号までの時間
予 告	クラス旗掲揚・音響 1 声	5 分
準 備	P 旗掲揚・音響 1 声	4 分
1 分	準備旗降下・長音 1 声	1 分
スタート	クラス旗降下・音響 1 声	0 分

10-2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタート・マークとの間とする。

10-3 スタート信号の「30 分以降」にスタートする艇は、スタートしなかった (DNS) と記録される。この項は規則 A4 を変更している。

10-4 スタート信号時に、艇が規則 29.1 (個別リコール) に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共に X 旗を掲揚し、VHF チャンネル 72 で、その艇のセール番号またはゼッケン番号を送信するように努める。送信できなかつたり、送信の時期が適切でなかつたりしたとしても、救済要求の根拠にならない。この項は規則 62.1 (a) を変更している。

11 スタート後の短縮または中止

規則 32 に従う。

12. フィニッシュ

12-1 (第 1 レースのフィニッシュ・ライン)

スターボードの端にあるレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端のゲート・マークの間とする。

12-2 (第 2 レースのフィニッシュ・ライン)

スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

13. 一時的なエンジンの使用

規則 42.3(h)を次の通り変更し、適用する。

13-1 艇は、次の条件でそのレースで著しく有利にならない場合には、エンジンまたは他の方法で推進することができる。

① コース上の障害物 (灯標、灯浮標、竹竿・発泡スチロールブイや浮玉など) または船舶との衝突を緊急に防止しなければならない場合

② 強風または無風、強潮を含む極端な天候から避難しなければならない場合

13-2 艇がエンジンを使用した場合、使用開始時刻および停止時刻 (または稼働時間)、および使用マイル数を記録した申告を、レース終了後 60 分以内にレース本部に提出しなければならない。

13-3 申告に基づき、プロテスト委員会は適当と判断される値の「タイムペナルティー」を課すことがある。

14. タイムリミット

タイムリミットは 15 : 30 とする。当該時刻までに第 1 レースまたは第 2 レースにフィニッシュしなかった艇は、そのレースにフィニッシュしなかった (DNF) と記録される。この項は規則 35 および A4 を変更している。

15. ペナルティー

- 15-1 RRS 第 2 章に関わる規則違反については、規則 44.2 「2 回転ペナルティー」を適用する。
- 15-2 RRS 第 2 章以外の規則違反についてプロテスト委員会は、失格または適当と判断される値の「タイムペナルティー」を課することができる。
- 15-3 リコールに関わる規則違反については、OCS に代わる罰則として、所要時間に 5% を加算する「タイムペナルティー」を適用する。「タイムペナルティー」は第 1 レースおよび第 2 レース各々に適用する。これらは規則 64 を変更している。

16. 抗議

- 16-1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、レース終了後 60 分以内にレース本部に提出しなければならない。
- 16-2 抗議締切時刻は、公式掲示板に掲示される。
- 16-3 抗議の通告は、審問の場所および時刻、抗議の当事者、または証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に掲示する。
- 16-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61.1 (b) にもとづき、伝えるために掲示する。
- 16-5 帆走指示書 6 「レース艇の識別」、18 「安全規定」、19 「リタイア」および 20 「無線の使用」の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合、失格より軽減することができる。

17. 順位および時間修正システム、得点、大会の成立

《A・B・C クラス》

- 17-1 各艇の所要時間に T.C.F を乗じた修正時間 (秒単位) により、順位を決定する。
(修正時間=T.C.F×所要時間)
- 17-2 同一修正時間の場合は、T.C.F 値の低い艇を上位とする。

《IRC クラス》

- 17-3 各艇の所要時間に、TCC を乗じた修正時間 (秒単位) により、順位を決定する。
(修正時間=TCC×所要時間)
- 17-4 同一修正時間の場合、TCC 値の小さい艇を上位とする。

《共通》

- 17-5 成立したすべてのレースをカウントする。この項は、付則 A2 を変更している。
- 17-6 合計得点でタイがある場合は、第 2 レースの得点で順位を付ける。この項は、付則 A8 を変更している。
- 17-7 1 レースをもって大会の成立とする。

18. 安全規定

18-1 出艇申告

帆走指示書 5「日程」の指示時間内に、レース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

18-2 帰着申告

艇長は、レース終了後 60 分以内にクラス旗およびゼッケンを返却し、レース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

18-3 個人用浮揚用具

ハーバーエリアから出港後ハーバーエリアに帰港する間、個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。この項は第 4 章前文を変更している。個人用浮揚用具は、すべての着衣の上に装着すること。レース委員会またはプロテスト委員会がこれに違反している艇を目撃した場合、警告を発する可能性がある。

19. リタイア

レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

20. 無線の使用

艇は、レース中 VHF72ch での無線「送信」をしてはならない。それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。この項は規則 41「外部の援助」に該当しないこととする。

21. 運営艇

21-1 運営艇は、OFFICIAL 旗を掲揚する。

21-2 PROTEST 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

22. 賞

各クラスおよび IRC クラスの第 1 位から第 3 位の艇に賞を授与されるほか、遠来賞等を準備している。

23. 責任の否認

このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4「レースすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後（回航中、事前事後の係留期間を含む）、期間中に生じた物理的損傷または身体傷害、もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

24. レース本部・緊急連絡先

アクアチッタ（万代町 5 丁目 71-4 第二倉庫）

TEL 090-3187-2280 岡田 祥久（阿波踊りヨットレース実行委員会 会長）

TEL 090-4337-6106 田邊 礼一郎（阿波踊りヨットレース実行委員会 レース委員長）

